

第2号議案

足利佐野都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和3（2021）年10月29日

栃木県都市計画審議会会長 森 本 章 倫

都計第130号

令和3（2021）年10月21日

栃木県都市計画審議会

会長 森 本 章 倫 様

栃木県知事 福 田 富 一

足利佐野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

足利佐野都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・5・102 号家富町堀込線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・102	家富町堀込線	足利市家富町	足利市堀込町	足利市田中町	約 3,350m		2車線	15.0m		
			足利市通2丁目	足利市南町		約 480m	嵩上式		22.0～31.8m		
			構造形式の内訳			約 2,870m	地表式		15.0～25.0m	東武鉄道伊勢崎線と立体交差 幹線街路3・3・1号新50号線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

事業実施にあたり、交通の現状及び将来の見通しを勘案し、交通形態を再検討した結果、本案のように変更しようとするものである。

